

記載要領 4

費用明細書

都道府県番号

訪問看護ステーションコード

平成 年 月 分 0 8

6 1 社・国	3 後 期	1 単 独	2 本 人	8 高 齢
訪 問	2 公 費	4 退 職	3 3 併 6 家 族	0 高 齢

公 費 負 担 者 番 号 ①	公 費 負 担 医 療 の 受 給 者 番 号 ①
公 費 負 担 者 番 号 ②	公 費 負 担 医 療 の 受 給 者 番 号 ②

保 険 者 番 号	10 9 8
被 保 険 者 証 ・ 被 保 険 者 手 帳 等 の 記 号 ・ 番 号	7 ()

氏 名	特 記
1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 生	
職 務 上 の 事 由	1 職 務 上 2 下 船 後 3 月 以 内 3 通 勤 災 害

訪問看護ステーションの住所及び名称

心 身 の 状 態	訪 問 開 始 年 月 日	年 月 日	保 險 公 費 ① 公 費 ②	日
	訪 問 終 了 年 月 日 時 刻	午前 午後	2 日	日
主 たる 傷 病 名	訪 問 終 了 の 状 況	1 軽 快 2 施設 3 医療機関 4 死 亡 5 その他 ()		
	死 亡 時 刻	年 月 日 午前 午後		
指 示 期 間	主 治 医 の 属 する 医 療 機 関 の 名 称			
	主 治 医 の 氏 名			
	(公 費 分 金 額)	基 本 療 養 費 (II)		
	円	⑮ 保 健 師 ・ 看 護 師 ・ 作 業 療 法 士		
	円	円 × 日	円	円
	円	⑯ 延 長 時 間 加 算		
	円	円 × 時 間	円	円
	円	厚 生 勞 働 大 臣 が 定 め る 疾 病 等 の 利 用 者 及 び 厚 生 勞 働 大 臣 が 定 め る 状 態 等 (重 症 者 管 理 加 算 対 象 者) の 利 用 者 に つ い て 保 險 医 療 機 関 から 退 院 する に 当 た っ て ス テ ー シ ョ ン の 看 護 師 等 (准 看 護 師 除 く 。) が 退 院 日 に 療 養 上 必 要 な 指 導 を 行 っ た 場 合 に は 退 院 日 の 翌 日 以 降 初 日 の 指 定 訪 問 看 護 が 行 わ れ た 日 に 加 算 で き る 。 6,000 円		
療 養 費	⑭ 准 難 病 加 算	円 × 日	円	円
	⑮ 難 病 加 算	円 × 日	円	円
	⑯ 緊 急 加 算	円 × 日	円	円
	⑰ 長 時 間 看 護 加 算	円 × 日	円	円
	⑱ 在宅患者連携指導加算	円 × 回	円	円
	⑲ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	円 × 回	円	円
	⑳ 情報提供療養費		円	円
	㉑ 後期高齢者終末期相談支援療養費		円	円
	㉒ 訪問看護ターミナルケア療養費		円	円
合 計	保 険 公 費 ①	円 ※	円 ※	円
	公 費 ②	円 ※	円 ※	円
		円 ※	円 ※	円
		円 ※	円 ※	円

主治医の所属する医療機関(介護老人保健施設)に入院中(入所中)である場合において、その退院(退所)に当たってステーションの看護師等(准看護師除く。)が主治医又はその所属する医療機関(介護老人保健施設)の職員と共同し訪問看護を受けようとする者又はその看護に当たっている者に対して、在宅での療養に必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に初日の訪問が行われた時に退院(退所)につき1回に限り加算できる。 6,000円
厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び厚生労働大臣が定める状態等(重症者管理加算対象者)の利用者については2回に限り加算できる。
他のステーションにおいて当該加算を算定している場合は算定不可。

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び厚生労働大臣が定める状態等(重症者管理加算対象者)の利用者について保険医療機関から退院するに当たってステーションの看護師等(准看護師除く。)が退院日に療養上必要な指導を行った場合には退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた日に加算できる。 6,000円

看護師等(准看護師を除く。)が、利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養に必要な指導を行った場合に月1回に限り加算できる。 3,000円

看護師等(准看護師を除く。)が、在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより当該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅会議支援事業者の介護支援専門員と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加しそれらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に在宅患者緊急時等カンファレンス加算として月2回に限り加算できる。 2,000円

備考 1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。
2. ※印の欄は、記入しないこと。